

○副議長(高水惣八君) 日程第三議案第八号福生市非常勤の特別職の職員
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本委員については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報
告を願います。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君) 御指名でござりますので、ただいま議題となっております
議案第八号福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例について審査報告と審査の概要について
御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

理事者より本委員の説明を受けた後に質疑に入りました。

まず委員より、防災対策協議会委員として市職員が三名の件について
報酬を払えるのか、払えないのかとの意見。あるいは学校給食センター審議会
各事例という事で規則が各事例に変わる。いま一つ、体育館の体育指導員は教

育委員会規則になっているが、これはどうなるのか。

こういう質疑に對して、理事者より、法律的解释では絶対に払えないと
いうことはないけれども、職を離れてその人が持つべき特殊技能等に携わった場合
の報酬等はもう一つもいという事になっているが、一般的には給料をもらいながら
勤務時間中または若干夜の場合もあるけれども、通常の場合にはそういう報
酬は払わないという考え方で今後もういっく見解でいきたい、こういう答弁があ
りました。

また体育の指導員の場合は、これはスポーツ振興法がありましてそこで体育
指導員は教育委員会規則に定めるところにより置くことができる、こういう
ことがあるので特別に各条例で定める必要はないとの判断を持つてゐる、こういう答
弁でございました。

また委員より、児童指導員は明らかに公職の立場と違うと思う。これは
嘱託のような形と思うけれども、その点同一の各条例で規定していいのか、こういう質
疑がございました。

これに對して、自治省の指導員もこういうものは非常勤特別職ということであ

化して差し支えないという判断であり、当市も一本化して別表で一括制定したものである。

こういふうり答弁がなされました後にお諮りをいたしましたところ全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます
審査報告とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第ハ号について採決いたします。

本会に付する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 御異議なしと認めます。よって議案第ハ号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○副議長(高水惣八君) 日程第四議案第三十一号福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会に付すは、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君) ただいま議題となっております議案第三十一号福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について審査報告とすの審査の概要について御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。
(議案審査報告書) 別添参照

まず本会について理事者の説明を受けた後に審議に入りました。

委員より、ラスパイルス指教を上げる要因として知任給基準がある。それから

経験年数の換算もラスパイルスに影響すると思ふけれども、他市と国家公務員と比べてどうか。

こういう質疑に對しまして、初任給を決めるについては前歴は公務員の任事があるが、それに準ずる人は五割、関係ない人は二割だと、初任給の格づけの基準が国家公務員はそういうことではなっている。当市もそれを適用して来た例もあるが、前歴換算では三十歳までが八割見る。それ以降は五割と見てゐるが、前歴が公務員あるいは地方公務員は十割となるのでそれでい方を適用し初任給が決まってくる。これについてはほとんど各市同じであるが、国家公務員と比べると相当の差があるということになります。最近では技能職以外はすべて新卒者を採用してゐるが前歴換算を適用することはいけません。要は初任給が幾ら違ふか、適用される給与表が国家公務員とどの程度差があるかということになる。そこで平均の定期昇給率から見ますと市は三・五%、国は二・四八%程度である。それだけ昇給の換算が当中の場合の方が広い。ですから、ある意味では若いと手にできるだけもらつて、年をとつてだんだんとその分を返すということになっている。その辺が基本的に国と違つてゐるところである。

さらに違ふのは給与表そのものの等級別の格差が非常に国は大きいということである。これについては地方公務員の任事の実態との見合ひにおいて地方公務員の実際の勤務の複雑性、責任の度合ひ等から国家公務員の給与表とちがふが適用する考え方としては適当ではないと感ぜつてゐるといふ答弁がございました。

さらに委員より、ラスパイルス指数は五十四年から見ると毎年徐々に下がつてきてゐるが、五十八年が逆に二六・九%と、上がつてゐる。その理由は何か。また初任給の昇格基準を手直ししてラスパイルスを下げる努力してゐるのか、どの程度の質疑に對しまして、理事者より、五十八年に二六・九という数字になったのは五十七年度に給与改定が行なれたので市の給与の昇格換算が大きいということとで国の給与基準を上回つてしまふことになったと、そういう御答弁がございました。

それでラスパイルスを下げる方法としては、給与改定の率を下けると同時に表の見直しも若干していかないと根本的に解決策にはならないと、このように考へてゐる。いずれにしても早い時期に一定線まで引き下げる努力を継続して行く考へである。こういう御答弁がなされたわけでございます。

また委員より、基準内給与の例を挙げて民間との格差を指摘し、民間

のある程度の平均にあるいは国の基準にでうるだけ近づける努力をしなければならぬのではいか等の意見がありました。

お諮りをいたしましたところ全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とが当委員会の報告とおり御決定くだていますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君) 以上で委員長長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(異議ありと呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十一号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議ありと呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君)

御異議なしと認めます。よって議案第三十一号は、

委員長の報告とおり可決されました。

○副議長(高水惣八君)

日程第五議案第九号福生市税賦課徴収条例の一部

を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君)

御指名でございますので、ただいま議題となっております

議案第九号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について審査報告と今の審査の概要を御報告を申し上げます。

なお、お手元に御郵付の審査報告書の朗読については省略をさせていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

まず本案の説明を受けた後に審査議に入りました。

委員より、特定販売業者並びに卸売販売業者は大蔵大臣の登録を得ると言うが、現実に福王中内でこれに該当する者があるのかとの質疑に對しまして、この辺では青梅出張所が営業所となり卸売とする。

また輸入たばこについては恐らく商社が登録をとり卸売販売業者になると思ふ。また現在、専売公社の配送を行っている会社は卸売業者の登録をとり、商社から輸入たばこを購入し、中内小売店に売り渡す形になると思ふが、福王中内には卸売業者に該当する者はない、このように答へがございました。

その後、お諮りをいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決をすべきものと決定をした次第でございます。

当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げて、査報告とさせていただきます。

○副議長（高水惣八君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に對する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（高水惣八君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。反対員、十一番原敏子君。

（十一番 原 敏子君登壇）

○十一番（原 敏子君） 議案第九号福王中内税賦課徴収条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

この条例改正は中たばこ消費税に関するものと固定資産税の細則の特例を設けるために改正されるものです。中たばこ消費税に関する条例の改正は

臨調行革により専売公社が民営化されたことにより、納税義務者も製造業者などとして、課税方式も従価税と重量税の組み合わせ方式とされました。

専売公社の民営化により、課税に従価方式が採用されたために、たばこの高級化、高価格化とともに将来の小売価格の自由化などによる消費税の国民負担増は避けられないものと料ります。

以上述べましたように中たばこ消費税の条例改正は臨調行革による市民への増税につながるものとして反対するものです。

○副議長(高水惣八君) 以上で討論を終ります。

これより議案第九号について起立により採決いたします。

本会に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(高水惣八君) 起立多数であります。よって議案第九号は原案

のとおり可決されました。

○副議長(高水惣八君) 十一時十分まで休憩いたします。

午前十一時 休憩

午前十一時十分 開議

○副議長(高水惣八君) 休憩前に引き続き會議を開きます。

日程第六議案第十号福生市郡市計画税条例の一部を改正する条

例を議題といたします。

本会に對しては、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君) 御指名でございますので、議案第十号福生市郡

市計画税条例の一部を改正する条例について当委員会の審査報告と、その審査の概要を御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読については省略をさせていただきます。(議案審査報告書) 別添参照

まず理事者より本会の説明を受けた後に審査に入りました。

したる意見もよく、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（高水惣八君） 以上で質疑を終了いたします。

これより議案第十号について採決いたします。

本会に付する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高水惣八君） 御異議なしと認めます。よって議案第十号は、委員

長の報告のとおり可決されました。

○副議長（高水惣八君） 日程第七議案第十一号福生市国民健康保険税冬

例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会に付するは、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 仲村清信君登壇）

○厚生委員長（仲村清信君） 御指名がございましたので議案第十一号につきま

して委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

本会審査に先立ち担当課長より内容の説明を受けた後、質疑に入りまし
たところ、委員より、本算定一本化にして経費などの程度の節約ができたかとの
質問に對して、本算一本にすることに伴う経費の節減分は、現在の試算で
五十九年度と六十年年度との比較にあたり三百三十万円の程度となる。

また委員より、条例改正によって滞納者に対して最終的にどのような処分を
されるのかとの質問に對して、保険税の五年の時効の中で滞納金は大きな課
題になっている。督促状や差し押さえ等もできるが、強制執行となると現状
では大受抵抗がある。他市においても電話の差し押さえ等行っている所もある
が、難しいようである。福生市ではまだそこまでやっていない。

今後、収納率については重大な課題であると考え、強力的態勢をとっていく

なければならぬと思つてゐるとの答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告どおり御決定くださるようお願ひ申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君) 以上で委員長の報告は終つて了りました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 以上で質疑を終つて了ります。

これより議案第十一号について採決いたします。

本会に対してする委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会では、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 御異議なしと認めます。よつて議案第十一号は、委員長

長の報告のとおり可決されました。

○副議長(高水惣八君) 日程第八議案第三十二号福生市道路占用料徴収率

例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会に対しては、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願ひます。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がござりましたので議案第三十二号に

て審査の概要を報告させていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

この条例は、本年四月一日から日本電信電話公社が日本電信電話株式会社に移行されたことに伴ひ、道路法の一部を改正するための条例であるとの説明があつた後、質疑に入りしました。東電と電電より電信柱と電話柱について、は占用料が対象になつてゐるが、支柱や支線の方は料金は取れないのか。また電話ボックスはどのくらいあるのかとの質問に対して、支柱や支線については極めて

占用面積が少いので免除されている。

また電話ボックスについては市の管理しているのは現在福生駅に三カ所、東福生駅に二カ所、計四カ所であり、二千四百八十円であり、電話柱については電電公社から新設された中では五百五十二本で千七百二十円であり、地下埋蔵分は四百六十七メートルで、金額で二万六千九百九十二円であり、延長五千三百七十七メートルで金額にして五十九万一千五百五十八円である。○四以上が一万百七十八メートルで金額にして二百八十四万九千八百六十八円で、電電公社から入金が一〇〇%あるとすれば計三百六十四万一千二百七十七円ぐらゐが見込まれるという答弁がありました。お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十二号について採決いたします。

本会に対しては委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十二号は、

委員長報告どおり可決されました。

○副議長(高水惣八君) 日程第九議案第十二号福生市郡市公園条例の一部

を改正する条例を議題といたします。

本会については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので、議案第十二号について

審査報告とてお送りいたします。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
(議事録審査報告書) 別添参照

この公園については仮称東福生第二公園として昭和五十六年に都市計画決定された三千四百四十平方メートルであるが、今回は第二期工事として二千七百平方メートルが三月九日をもって完成し、名称もせい公園であるとの説明があった後に質疑に入りました。

全体面積が三千四百四十平方メートルなのに二千七百平方メートルが整備完成したというのはどういうことかとの質問に対して、残りの千三百三十平方メートルは大蔵関係の土地であって現在まだ十世帯の方々が居住している。現在、公園の敷地になっているのが今後総務部の所管ではあるが、用地交渉の結果をもって第二期工事として着工するところである。残りの千三百三十平方メートルについては今後代表地番を変更しないうであくまでもせい公園であるとの答弁がありました。

お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定し

た次第であります。

何とぞご当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。
審査報告とてお送りいたします。

○副議長(高水惣八君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 以上で質疑を終ります。

これより議事録第十二号について採決いたします。

本会に対しする委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会、委員長長の報告のとおり決すること、に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 御異議なしと認めます。よって議事録第十二号は、

委員長の報告どおり可決されました。